

一般廃棄物処理基本計画書 (概要版)

平成28年3月



南越清掃組合

1. 計画改定の趣旨及び計画期間

越前市、南越前町及び池田町の1市2町で構成する南越清掃組合では、平成23年3月に廃棄物処理法第6条第1項に基づき「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

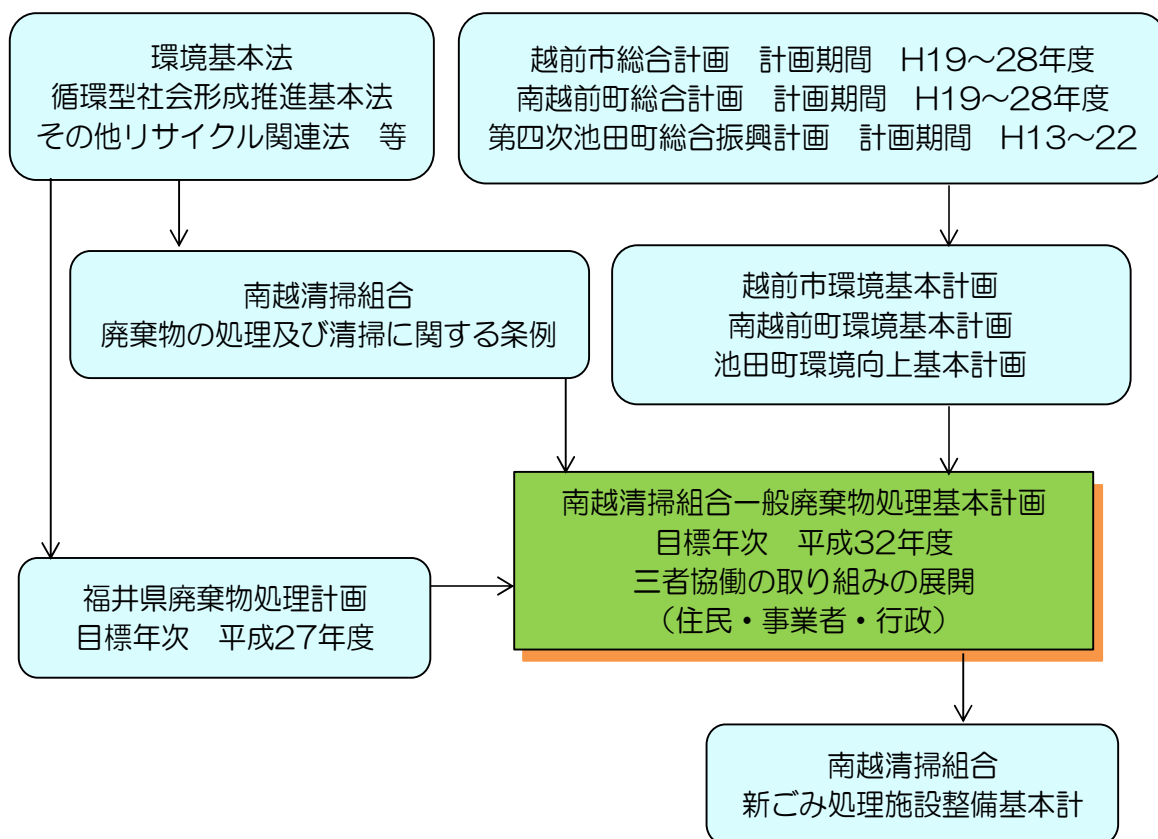
本計画は、平成23～32年度までの10年間の計画期間とする中・長期計画となっており、本年度（平成27年度）が見直しを行う年度となっています。

本計画の見直しに当たっては、廃棄物行政に関する上位計画や社会経済情勢の変化、施設整備事業の進捗状況などを踏まえ、達成可能な目標を掲げ、各種施策を一層推進し、循環型社会の形成を推進するとともに、組合管内における適正な廃棄物行政の実現を目指します。

2. 計画対象地域

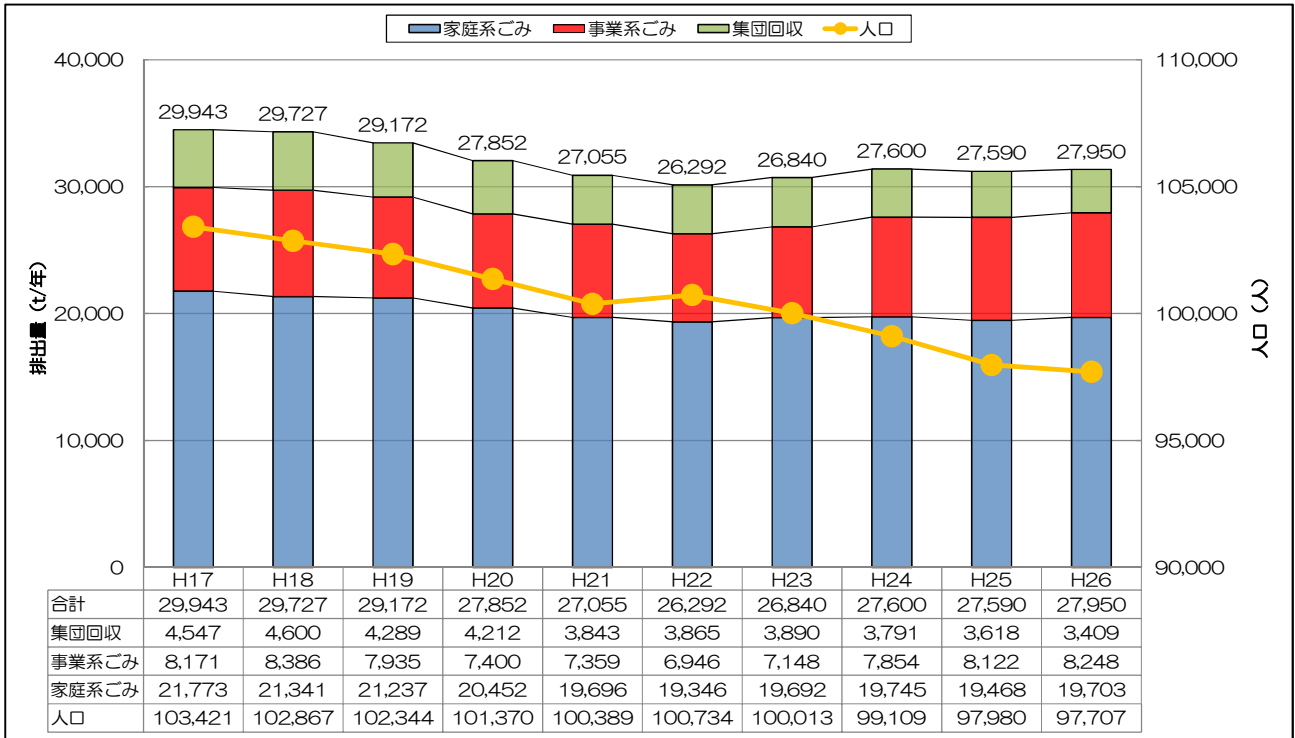
本計画の対象地域は、越前市、南越前町、池田町の全域とします。

3. 計画の位置づけ



4. 人口とごみ排出量の推移

- ▶人口は年々減少しています。
- ▶家庭系ごみ及び事業系ごみは、平成22年度を境に増加傾向に転じています。
- ▶事業系ごみは顕著に増加しています。
- ▶集団回収量は年々減少しています。



● 家庭系ごみ



● 事業系ごみ



5. ごみ処理の課題

1) 排出抑制

1市2町の1人1日あたりのごみ排出量は、福井県平均及び全国平均より低い数値となっており、リサイクル率についても高いレベルにあります。
しかし、近年のごみ排出量は増加傾向にあります。

2) 収集・運搬

本組合は、ごみを12分別し収集・運搬しています。福井県域の他市町をみると、分別数は最も多いところで21分別、最も少ないところで9分別という状況で市町によって様々です。
分別数は、リサイクル率や住民負担に直接影響することから、見直しを行う場合には十分に検討する必要があります。

3) 中間処理

(1) 施設の老朽化

第1清掃センターごみ焼却施設は施設稼働開始から約31年が経過しており、施設全般にわたり老朽化が進行してきています。こうした状況の中、施設の更新は急務であり、現在、本組合では、新ごみ処理施設建設に向けた事業を進めています。
一方、第2清掃センター粗大ごみ処理施設は、施設稼働開始後約18年が経過しています。現在は支障なく運転していますが、今後、大規模な整備が必要となることが想定されます。

(2) 既存施設の更新・廃止等

新ごみ処理施設の建設を検討するにあたり、既存施設の更新・廃止等についても検討する必要があります。新ごみ処理施設建設後は、第1清掃センターごみ焼却施設を廃止し、第2清掃センターのうちごみ焼却施設は廃止、粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設は継続してリサイクルを行います。

4) 最終処分

本組合では、平成17年度にプラスチック圧縮減容施設を整備し、それまで埋立処分していた燃やせないごみ中の廃プラスチックなどを固形燃料として資源化することで、大幅な最終処分量の減量を実施してきました。
さらに、平成26年度からは第1清掃センター施設内で小型家電及び金属類の拠点回収を開始しました。
こうした施策の実施により、最終処分量の減量化を図っています。

6. ごみ処理基本計画

1) 基本方針

◆基本方針① ごみ減量化に向けたライフスタイルや事業活動の推進

ごみの減量化は、一人ひとりが日常生活や事業活動の中でごみを減らす意識を持ち、それを行動に移すことが重要です。構成市町が主体となって住民や事業者と協働し、ごみ減量化の取組みを一層推進します。

◆基本方針② 適正な分別収集の推進

本組合では、新ごみ処理施設の整備（平成32年度稼働）を予定しています。本組合及び構成市町が主体となって、分別区分ごとの種類（品目）について必要に応じ見直します。

また、新ごみ処理施設の建設場所は、既存施設と異なるため、ごみの運搬ルート及び距離等が変更になります。新ごみ処理施設稼働時に確実に効率的な収集ができるよう、収集運搬体制等について検討します。

◆基本方針③ ごみの適正処理の推進

ごみを安全かつ適正に処理するとともに、環境負荷をできるだけ抑制し、可能な限り資源化を行うことにより、埋立処分量の削減を図ります。

◆基本方針④ 環境保全及びエネルギー回収を推進する新ごみ処理施設の整備

新ごみ処理施設の整備にあたり、周辺環境を保全するとともに、効率的・経済的な施設の運営管理を目指し、自主的な公害防止基準を定めます。

また、環境省では、地球温暖化防止に向け、温室効果ガスであるCO₂排出量の少ない低炭素社会への転換を進めており、廃棄物処理施設の整備にあたっては、発電を中心としたエネルギー回収を積極的に行うことを求めています。こうした社会情勢を踏まえ、新ごみ処理施設では、エネルギー回収型廃棄物処理施設として発電を行うとともに、余剰電力が発生した場合には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度等を活用した売電を行うことを目指します。

2) ごみ減量化目標の検証

(1) 目標年度の設定

目標年度は平成 32 年度とし、基準年度を平成 26 年度とします。

(2) 減量化・再資源化目標の設定

①減量化に関する目標

●家庭系ごみの排出原単位（1人1日当りの排出量）

552.5 g/人

平成26年度における排出原単位を維持します。

●事業系ごみの年間排出量

8,248 t/年

平成26年度の年間排出量を維持します。

②再資源化に関する目標

●再資源化率は、**約20%以上（集団回収を含む）**を目指します。

③最終処分に関する目標

●最終処分率は、**約12%以下**を目指します。



3) ごみ減量化・再生利用促進施策

(1) 事業系ごみ手数料の見直し等

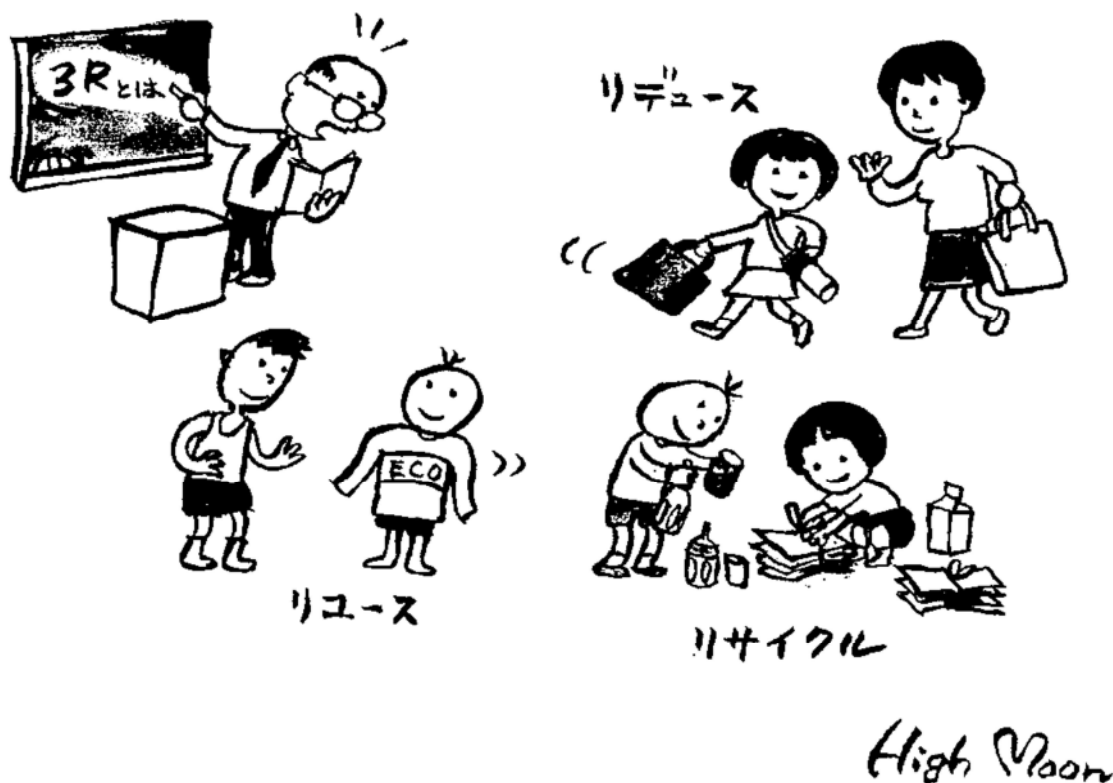
- ▶本組合では、持ち込まれるごみの量に応じて、持ち込み手数料を徴収しています。
- ▶事業系ごみの増加が顕著であるため、今後、必要に応じて見直します。

(2) 家庭系ごみの排出抑制

- ▶現在、家庭系ごみの収集は無料で行っています。
- ▶現時点では、有料化を行う状況ではないと思いますが、家庭系ごみの1人1日排出量（原単位）の増加傾向に歯止めがかからない場合には有料化を検討する必要があると考えています。

(3) 利再来館の充実

- ▶再生工房室を活用し、排出されたごみを修理し、リサイクルの啓発につなげます。



4) ごみ減量化・再生利用促進施策（構成市町）

排出抑制	①生ごみの水切り	生ごみの水切りを啓発し、生ごみを減量します。
	②食べ残しを減らす	食べ残しを減らし、ごみの発生抑制を図ります。
	③エコクッキング	エコクッキングにより食品残渣を減量します。
	④生ごみの堆肥化	現在実施中の生ごみ堆肥化を継続します。 （池田町のみ実施）
		家庭で段ボールや土嚢袋による生ごみ堆肥化を推進します。 （越前市、南越前町で実施）
	⑤生ごみの水切り処理機等の購入助成	購入助成を行い、各家庭で堆肥化し発生抑制を図ります。
	⑥包装の適正化の推進	過剰包装を断り、紙ごみの減量を図ります。
	⑦レジ袋の有料化	レジ袋を減らし、ごみの発生抑制を図ります。
	⑧使い捨て製品の見直しの推進	詰め替え商品の推奨を行い、ごみの発生抑制を行います。
	⑨空き缶・ペットボトル回収機の設置	空き缶・ペットボトル回収機の設置を推進し、リサイクルの促進を図ります。 （池田町のみ実施）
⑩オフィスごみの排出抑制対策	事業系ごみ発生量の抑制を図るとともに、分別収集を進めて資源化を促進します。	
啓発	①フリーマーケットの開催情報提供	不用品等の交換の促進を行います。
	②住民・事業者に対する啓発活動	ホームページや広報を通じて、排出抑制に関する啓発を行います。
	③出前講座の実施	出前講座を通じて、排出抑制等に関する啓発を行います。
	④環境学習の推進	施設見学等を通じて、ごみの減量化、資源化の啓発を行います。
分別 ・ リサイクル	①紙製容器包装ごみ等の収集	可燃ごみに含まれる雑紙類を集団回収により資源化します。
	②店頭回収の奨励	店頭回収を奨励し、リサイクルの促進を図ります。
	③廃油の回収	廃油を回収し、資源化を行い、廃棄物の減量化を図ります。 （池田町のみ実施）
	④生きびん（リターナブルびん）の回収	生きびんを回収し、リサイクルの促進を図ります。
	⑤集団回収団体に対する助成	集団回収により、ごみの減量化、資源化及び啓発を行います。
	⑥集団回収業者に対する助成	集団回収により、ごみの減量化、資源化及び啓発を行います。
	⑦金属類・電気製品の拠点回収	定期的な拠点回収を実施し、有用な金属の資源化を促進します。
	⑧小型家電製品の回収	貴重なレアメタルを多く含んだ小型家電の回収の実施と資源化の促進します。
制度	①マイバッグ持参運動	マイバッグ持参運動による啓発を実施します。
その他	①住民・事業者・行政の連携強化	住民・事業者・行政の三者の連携を強化します。
	②住民リーダーの育成	住民リーダーを育成し、ごみの減量化、資源化を推進します。

5) ごみ処理計画

(1) 収集運搬計画

- 本組合は、構成市町全域から排出されるごみを迅速に収集し、中間処理施設へ運搬します。
- 住民には、資源化を念頭に分別排出の協力を求めます。
- 家庭系ごみの収集・運搬は、適正処理困難物などを除き本組合が行い、事業系ごみについては、一部を除き事業者の責任において処理を行うことを基本とします。

- ▶家庭系ごみは本組合（委託業者）が、事業系ごみは収集運搬許可業者が行います。
- ▶ごみの分別区分及び収集方法等は現状の体制を維持します。
- ▶ビデオテープなど、分別収集の必要性が小さくなった場合は、分別区分を見直します。
- ▶運搬方法は、今後の検討課題とします。
- ▶収集運搬業の許可については現状の体制を維持します。

(2) 中間処理計画

- 中間処理は、収集・運搬された廃棄物をできる限り資源化するとともに、可燃物の焼却処理を行い、最終処分量の削減を進めます。
- 新たな可燃ごみ処理施設の整備を進めます。

- ▶新ごみ処理施設及び既存施設において、現行と同様にできるだけ再資源化を図ります。
- ▶新ごみ処理施設稼働後、現在の第1清掃センターごみ焼却施設は廃止、第2清掃センターの焼却施設は休止します。
- ▶現在行っている下水汚泥（産業廃棄物）の乾燥については、新ごみ処理施設の稼働開始までは継続します。
- ▶整備を予定している新ごみ処理施設では、発電等のエネルギー回収を行います。

(3) 最終処分計画

- 廃棄物は、全て中間処理施設で可能な限り資源化及び焼却処理により減量化を図ります。それでもなお発生する焼却残渣や破碎後不燃物等のみを、埋立処分することにより最終処分量の減量化を目指します。
- 埋立処分地から発生する排水については、浸出水処理施設で適切な処理を行い、放流することで今後も周辺環境への影響の低減を図ります。

- ▶中間処理後の焼却残渣、飛灰や不燃物の破碎残渣等は、現行と同様に第2清掃センターの最終処分場に埋立処分を行います。
- ▶平成26年度末の段階で、残余容量は96,000m³となっています。
- ▶今後、さらなる減量化及び資源化を推進し、最終処分量を削減することで、残余年数の確保を進めます。

7. 生活排水処理基本計画

1) 生活排水処理の現状と予測

項目	単位	越前市		南越前町		1市1町合計	
		基準年度	予測値	基準年度	予測値	基準年度	予測値
		平成26年度	平成32年度	平成26年度	平成32年度	平成26年度	平成32年度
総人口	人	83,613	80,000	11,241	10,265	94,854	90,265
公共下水道(接続人口)	人	44,874	52,714	4,291	4,003	49,165	56,717
汲み取り	人	3,928	1,654	232	72	4,160	1,726
集落排水処理	人	2,946	2,976	6,142	5,831	9,088	8,807
浄化槽	人	31,865	22,656	576	359	32,441	23,015
うち合併浄化槽人口	人	15,516	15,908	178	359	15,694	16,267
水洗化率	%	95	98	98	99	96	98
生活排水処理率	%	76	90	94	99	78	91
自家処理	人	0	0	0	0	0	0
総排出量	kl/年	21,056	14,739	3,350	2,878	24,406	17,617
汲み取りし尿	kl/年	2,488	1,050	248	77	2,736	1,127
集落排水汚泥	kl/年	1,765	1,781	2,638	2,511	4,403	4,292
浄化槽汚泥	kl/年	16,803	11,908	464	290	17,267	12,198
原単位							
汲み取り	l/人日	1.74	1.74	2.93	2.93	1.80	1.80
集落排水汚泥	l/人日	1.64	1.64	1.18	1.18	1.33	1.33
浄化槽汚泥	l/人日	1.44	1.44	2.21	2.21	1.46	1.46
施設搬入量							
生し尿	kl/年	2,488	1,050	248	77	2,736	1,127
浄化槽汚泥	kl/年	18,568	13,689	3,102	2,801	21,670	16,490
施設負荷率	kl/日	58	40	9	8	67	48

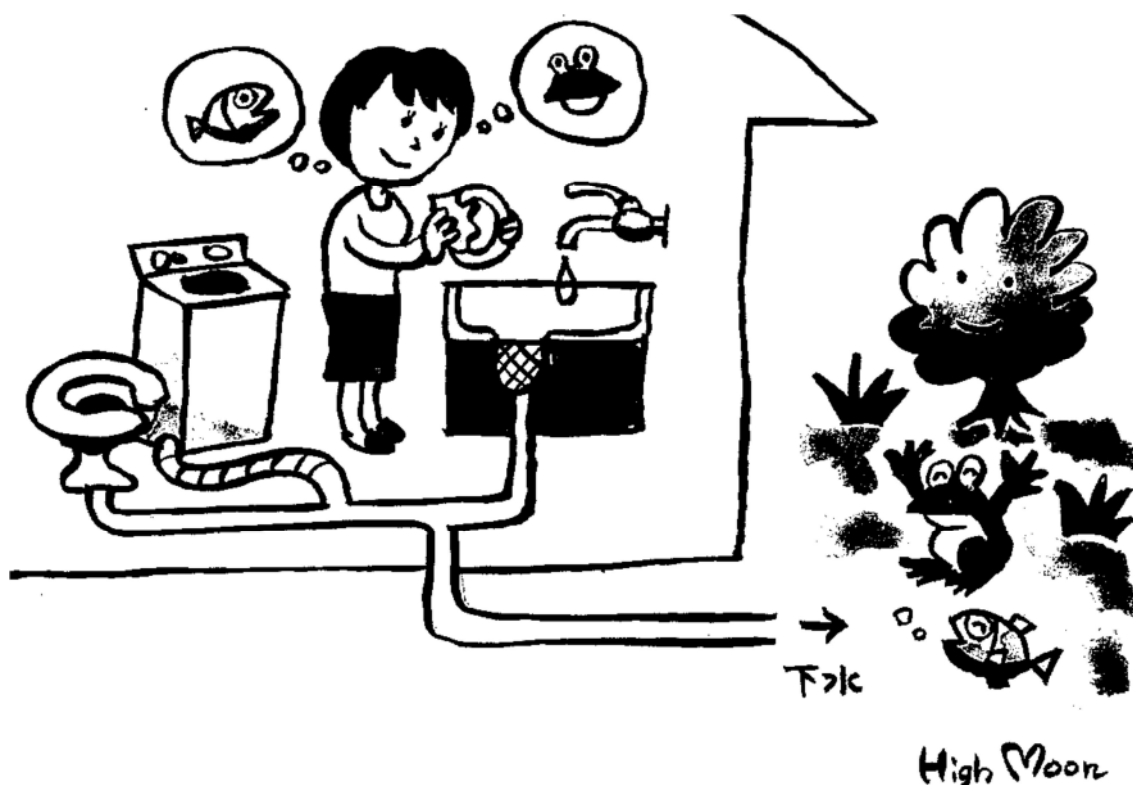
2) 生活排水処理計画

(1) 基本方針

- 越前市及び南越前町のし尿及び浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥等については、許可業者が適切に本組合に搬入し、し尿処理施設において適切な処理を行い、快適な生活環境の確保に努めます。
- 公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽等の普及については、越前市及び南越前町において、総合計画及び関連計画に基づき実施します。

(2) 基本計画

- ▶南越前町の下水汚泥の量については、今後大きな変化はないと考えられます。一方、越前市では、合併浄化槽の普及が進み、浄化槽汚泥が増加する見込みです。
- ▶越前市及び南越前町において、生活雑排水対策の重要性を住民に対して啓発します。また、公共下水道整備が完了した地域では、早期に下水道への接続が行われるようPRに努めます。
- ▶既設のし尿処理施設の長寿命化及び適正化・合理化を図るための施設整備計画の策定や適正な処理方法等について検討します。



一般廃棄物処理基本計画書 概要版

平成28年3月



南越清掃組合

TEL : 0778-22-2636 FAX : 0778-22-2690